

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行財政運営を行なうため、平成19年3月に第一次行政改革大綱、平成24年3月に第二次行政改革大綱を策定し、平成29年3月までの10年間で219項目の実施計画に基づき、82億1,600万円の財政効果が得られました。

平成29年度からは、新たに第三次坂井市行政改革大綱を策定し、その具体的な取組として、現在51項目の実施計画に取り組んでおります。今後の行政改革推進にあたり、市民協働が注目を集める中、市民の目線による意見をいただくことが重要となることから、引き続き第7期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたしました。（別紙資料1 行政改革の推進体制参照）

2. 役割

○ 第三次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理

前期（第6期）協議会においては、第二次行政改革大綱実施計画の検証と進捗管理及び、第三次行政改革大綱の策定をお願いしましたが、今期（第7期）協議会においては、第三次行政改革大綱実施計画の進捗報告の中でご意見を頂き、そのご意見を所管課に報告し、抽象的な事業は具体化しながら進めていきたいと考えています。（別紙資料2 行政改革推進協議会の経緯とスケジュール参照）

【第三次坂井市行政改革大綱】

第三次坂井市行政改革大綱では、次の2つの大きな行政課題に対応するため、4つの基本項目を定めました。

～第三次行政改革大綱の位置付け～

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革
- 合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

～基本項目～

- 行政運営システムの構築
- 市民との協働体制の強化
- 持続可能な財政運営の確立
- 人材育成・組織の改革